



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（消費・暮らし安全課） 1

告 示

- 歳入の収納の事務の委託（農政経済課） 2
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 2
- 沖縄県県民の森の利用料金の承認（森林管理課） 2
- 沖縄県平和創造の森公園の利用料金の承認（森林管理課） 4
- 県道の供用の開始（道路管理課） 4

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課） 4
- 大規模小売店舗の新設の届出（国際物流商業課） 4
- 大規模小売店舗の変更の届出・2件（国際物流商業課） 5
- 知事が施行者になった都市計画事業の施行についての周知（道路街路課） 7
- 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・3件（道路街路課） 7
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課） 8
- 開発行為に関する工事の完了・13件（南部土木事務所） 9
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課） 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課） 13

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立北部病院） 15
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立中部病院） 15
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立南部医療センター・こども医療センター） 16
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立宮古病院） 16
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立八重山病院） 16

収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・3件 16

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第48号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和47年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1 避難所の供与の項中「310円」を「320円」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項中「2,530,000円」を「2,621,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給の項中「1,040円」を「1,080円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項中「17,800」を「18,300」に、「22,900」を「23,500」に、「33,700」を「34,600」に、「40,400」を「41,500」に、「51,200」を「52,600」に、「7,500」を「7,700」に、「29,400」を「30,200」に、「38,100」を「39,200」に、「53,1

00」を「54,600」に、「62,100」を「63,800」に、「78,100」を「80,300」に、「10,700」を「11,000」に、「5,800」を「6,000」に、「7,800」を「8,000」に、「11,700」を「12,000」に、「14,200」を「14,600」に、「18,000」を「18,500」に、「2,500」を「2,600」に、「9,400」を「9,700」に、「12,300」を「12,600」に、「17,400」を「17,900」に、「20,600」を「21,200」に、「26,100」を「26,800」に、「3,400」を「3,500」に改め、同表災害にかかった住宅の応急修理の項中「547,000円」を「567,000円」に改め、同表学用品の給与の項中「4,100円」を「4,200円」に、「4,400円」を「4,500円」に、「4,800円」を「4,900円」に改め、同表死体の処理の項中「5,200円」を「5,300円」に改め、同表埋葬の項中「206,000円」を「208,700円」に、「164,800円」を「167,000円」に改め、同表障害物の除去の項中「133,900円」を「134,300円」に改める。

別表第2政令第4条第1号から第4号までに掲げる者の項中「24,100円」を「24,700円」に、「16,100円」を「15,900円」に、「17,100円」を「17,000円」に、「14,200円」を「14,100円」に、「18,900円」を「19,800円」に、「18,800円」を「20,000円」に、「20,500円」を「22,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行の日以後に救助に係る費用が確定したものについて適用し、同日前に救助に係る費用が確定したものについては、なお従前の例による。

告 示

沖縄県告示第303号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した収納事務 農業改良資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号フェアビル
- 3 委託期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

沖縄県告示第304号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 国頭郡恩納村字名嘉真川田原1506番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第305号

沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県民の森の利用料金を承認した。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 沖縄県民の森
- 2 指定管理者 名護市宇字茂佐913番地の2 沖縄北部森林組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成27年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 施設

施設	区分	利用料金の額
キャンプ場	宿泊	1区画につき 770円
	日帰り	1区画につき 380円
テニスコート	児童・生徒	1面1時間(1回)につき 220円 回数券11回分 2,200円
	一般・学生	1面1時間(1回)につき 460円 回数券11回分 4,600円
パークゴルフ場		1人1時間につき 570円
広場(スポーツの森、草スキー場、モトクロス場、中央広場及び樹木園に限る。)		1面1時間につき 510円
研修室		1時間につき 410円
シャワー室		1回につき 100円

備考 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものがキャンプ場を利用する場合の利用料金の額は、宿泊利用にあつては1区画につき610円、日帰り利用にあつては1区画につき290円とする。

(2) 備品

備品	利用者	利用料金の額
キャンプ用テント	児童・生徒	1張1泊につき 1,570円
	一般・学生	
自転車	児童・生徒	1人1時間につき 220円
	一般・学生	1人1時間につき 320円
草スキー用具	児童・生徒	1人1時間につき 280円
	一般・学生	1人1時間につき 570円
テニス用具	児童・生徒	一式(ラケット2本、ボール2個) 1時間につき 70円
	一般・学生	一式(ラケット2本、ボール2個) 1時間につき 150円
グランドゴルフ用具	児童・生徒	一式(スティック2本、ボール2個) 1時間につき 70円
	一般・学生	一式(スティック2本、ボール2個) 1時間につき 150円
パークゴルフ用具	児童・生徒	一式(クラブ1本、ボール1個) 1時間につき 110円
	一般・学生	一式(クラブ1本、ボール1個) 1時間につき 220円

備考 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものが、キャンプ用テントを使用する場合の利用料金の額は、1張1泊につき1,250円とする。

沖縄県告示第306号

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県平和創造の森公園の利用料金を承認した。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 沖縄県平和創造の森公園
- 2 指定管理者 南風原町字大名95番地1 沖縄県森林組合連合会
- 3 利用料金の適用年月日 平成27年4月1日
- 4 利用料金の額

施設	区分	利用料金の額
広場休憩所	シャワー	1人1回につき 100円
多目的広場	児童・生徒が利用する場合	1面1時間につき 250円
	一般・学生が利用する場合	1面1時間につき 500円

沖縄県告示第307号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、平成27年5月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 平良久松港線
- 2 供用開始の区間 宮古島市平良字久貝860番1から宮古島市平良字久貝778番15まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月15日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年6月27日まで縦覧に供する。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年4月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人チャレンジサポート・クローバー
- 3 代表者の氏名 石川浩
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県豊見城市字伊良波508番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、地域で自立して暮らしたいと望む障がい者のニーズに対応した福祉サービス事業を行い、また地域の人々との交流を通して障害に対する一層の理解を深めると共に互いに協力し助け合う場所作りを行うことで社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成27年5月15日から同年9月15日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 届出年月日 平成27年4月13日

2 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) セカンドストリート赤嶺店・オートバックスニュー小祿店 那覇市高良3丁目4番1号ほか
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 安谷屋秀光 那覇市字小祿1102番地2
 - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ゲオホールディングス 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号 代表取締役 遠藤結蔵 株式会社オートプラザ 琉石 浦添市牧港二丁目48番7号
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成27年12月14日
 - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,263平方メートル
 - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 40台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 19台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 30平方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 7立方メートル
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前10時、閉店時刻 午後10時
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前9時30分から午後10時30分まで
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口1か所、出口1か所、出入口の位置 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。)
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 3 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成27年5月15日から同年9月15日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び与那原町企画観光課において縦覧に供する。

平成27年5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーストベイステーションマリンプラザあがり浜 与那原町字東浜68番1の2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀建設株式会社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 呉屋守孝
- 3 届出年月日 平成27年3月30日
- 4 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 代表取締役社長 當間文雄
変更後 代表取締役 呉屋守孝
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 次の表のとおり
変更後 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び与那原町企画観光課において縦覧に供する。)
- 5 変更の年月日 次の表のとおり
(「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び与那原町企画観光課において縦覧に供する。)
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成27年5月15日から同年9月15日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び与那原町企画観光課において縦覧に供する。

平成27年5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イーストベイステーションマリンプラザあがり浜 与那原町字東浜68番1の2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 金秀建設株式会社 那覇市旭町112番地1 代表取締役 呉屋守孝
- 3 届出年月日 平成27年3月30日
- 4 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 760台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 706台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び与那原町企画観光課において縦覧に供する。)
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 101台
変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 78台
(「次の図」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び与那原町企画観光課において縦覧に供する。)
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 荷さばき施設N o. 3 午前6時から午後9時まで
変更後 荷さばき施設N o. 3 24時間
- 5 変更する年月日
 - (1) 4(1)(2) 平成27年12月1日
 - (2) 4(3) 平成27年3月31日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県

商工労働部国際物流商業課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による都市計画事業の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 宮古都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・2号久松線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県宮古島市平良字下里神屋及び下里南方地内
 - (2) 使用の部分 なし

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・85号龍潭線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成11年建設省告示第1752号、平成18年沖縄総合事務局告示第27号及び平成21年沖縄総合事務局告示第12号の事業地に沖縄県那覇市首里大中町1丁目地内を加える。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成11年9月24日から平成31年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・85号龍潭線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成17年沖縄総合事務局告示第28号のうち沖縄県那覇市首里真和志町1丁目、首里大中町1丁目及び首里当蔵町1丁目地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成17年8月26日から平成31年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・2・10号豊見城中央線
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 事業施行期間 平成17年8月26日から平成31年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月14日 沖縄県指令土第1233号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西中原212番28
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字与根258番地 金城亘
- 5 検査済証番号 平成27年4月27日 第4204号
- 6 工事完了年月日 平成27年4月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月11日 沖縄県指令土第1157号、平成27年2月26日 沖縄県指令土第167号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 読谷村字都屋167番12ほか3筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 防火水槽
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 社会福祉法人沖縄県社会福祉事業団 理事長 花城可長
- 5 検査済証番号 平成27年4月30日 第4205号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成15年12月16日 沖縄県指令土第2009号、平成26年5月1日 沖縄県指令土第694号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋141番、141番3及び153番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字呉屋141番地 呉屋哲夫
- 5 検査済証番号 平成27年4月30日 第4206号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月23日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年4月10日 沖縄県指令南土第463号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根南浜崎原520番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字与根520番地4 社会福祉法人KBC愛育会 理事長 大城圭永
- 5 検査済証番号 平成27年3月18日 N第555号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月4日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年6月18日 沖縄県指令南土第683号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里12番1及び12番9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字阿波根676番地2階 宮城俊
- 5 検査済証番号 平成27年3月20日 N第556号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月17日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年7月24日 沖縄県指令南土第804号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄平397番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市字真栄平397番地 農業生産法人合同会社三和野菜生産組合 代表社員 長尾庄淳
- 5 検査済証番号 平成27年3月20日 N第557号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月18日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 6月20日 沖縄県指令南土第703号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄門原194番 7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字仲井真355番地 1 大紀マンションⅡ202 宮里盛央
- 5 検査済証番号 平成27年 3月20日 N第558号
- 6 工事完了年月日 平成27年 3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 1月16日 沖縄県指令南土第39号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字神里前原254番 5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字安謝242番地 国吉真明
- 5 検査済証番号 平成27年 3月20日 N第559号
- 6 工事完了年月日 平成27年 3月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 2月18日 沖縄県指令南土第195号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平801番 3、803番15、803番17及び803番18
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字我那覇314番地 2 比嘉アパート302号 金城広政
- 5 検査済証番号 平成27年 3月23日 N第560号
- 6 工事完了年月日 平成27年 3月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 6月20日 沖縄県指令南土第686号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字高嶺370番 9 及び371番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良62番地 大城伸也
- 5 検査済証番号 平成27年 3月20日 N第561号
- 6 工事完了年月日 平成27年 3月 9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 5月19日 沖縄県指令南土第577号、平成27年 3月 9日 沖縄県指令南土第227号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字与根西原44番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字豊崎 1 番地879コアーズ豊崎301号 城間朝也
- 5 検査済証番号 平成27年 3月18日 N第562号
- 6 工事完了年月日 平成27年 2月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月 8 日 沖縄県指令南土第1101号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字東風平1471番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 八重瀬町字当銘378番 1 社会福祉法人憲寿会 理事長 金城 憲保
- 5 検査済証番号 平成27年 3月30日 N第563号
- 6 工事完了年月日 平成27年 3月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 1月 6 日 沖縄県指令南土第 5 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波609番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安933番地 4 コートヴィレッジアラカキ303号 喜納 千恵子、糸満市字武富742番地の 1 添石アパート205号 仲本悦子
- 5 検査済証番号 平成27年 3月31日 N第564号
- 6 工事完了年月日 平成27年 3月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年11月 4 日 沖縄県指令南土第1186号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長464番 3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 糸満市西崎二丁目25番 1 号 有限会社金正自動車 代表取締役 金城正一
- 5 検査済証番号 平成27年 4月 6 日 N第565号
- 6 工事完了年月日 平成27年 2月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 6月18日 沖縄県指令南土第684号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字大里1755番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字大里2018番地県営高嶺団地 2 - 302号 上原司
- 5 検査済証番号 平成27年 4月14日 N第566号
- 6 工事完了年月日 平成27年 4月 7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 5月15日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 2月13日 沖縄県指令南土第151号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平804番 2 及び804番 5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 うるま市勝連平敷屋143番地 1 前門操、南風原町字宮平641番地 TKビル302 島袋恵子
- 5 検査済証番号 平成27年 4月14日 N第567号
- 6 工事完了年月日 平成27年 3月26日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成27年 5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成27年 4月 1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)イに掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあっては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付
 - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市

泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

- (3) 申請書等の受付期間 平成27年5月15日（金曜日）から同月29日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成29年6月30日（金曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する教育用コンピュータ及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成27年5月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成27年10月30日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
 - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
 - ア 以下のいずれかに該当する者
 - (イ) 平成26年5月30日付け沖縄県公報定期第4252号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (ロ) 平成26年7月18日付け沖縄県公報定期第4265号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者
 - (ハ) 平成27年5月15日付け沖縄県公報定期第4346号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入

れに係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成27年5月29日（金曜日）午前12時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該機器等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にあつては1日以内に、沖縄本島以外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者

ウ 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成27年6月5日（金曜日）午前12時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することを証明した者

(2) 資格に関する文書入手するための手段 3(2)の場所にて配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

(1) 時期 平成27年5月15日（金曜日）から同年29日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

4 契約条項を示す期間及び場所

(1) 期間 平成27年5月18日（月曜日）から同年6月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成27年6月26日（金曜日）午後2時

(2) 場所 沖縄県庁13階入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

(2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成27年5月18日（月曜日）から同年6月5日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)に示す場所

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課

- (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成27年6月25日(木曜日)午後5時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 13 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet.
- (3) BID OPENING
Date and Time: June 26, 2015(Friday) 2:00 p.m.
Place: Okinawa Prefectural Government Building 13th floor, Bid Room
- (4) POINT OF CONTACT
Education Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年5月15日

沖縄県立北部病院長 仲 間 司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立北部病院清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立北部病院総務課 名護市大中二丁目12番3号
- 3 落札者を決定した日 平成27年3月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 落札金額 49,140,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年1月30日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年5月15日

沖縄県立中部病院長 上 原 元

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立中部病院清掃委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立中部病院総務課 うるま市字宮里281番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成27年3月13日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 沖縄美装管理株式会社 沖縄市比屋根三丁目1番15号
- 5 契約金額 91,044,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年 5月15日

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 我那覇 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター清掃委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター総務課 南風原町字新川118番地の1
- 3 落札者を決定した日 平成27年 3月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄県ビルメンテナンス協同組合 那覇市曙2丁目27番14号
- 5 落札金額 73,116,000円
- 6 落札の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年 1月30日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成27年 5月15日

沖縄県立宮古病院院長 上原 哲夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立宮古病院清掃委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古病院総務課 宮古島市平良字下里427番地1
- 3 落札者を決定した日 平成27年 3月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 有限会社宮古ビル管理 宮古島市平良字下里108番地17平良港ターミナルビル4階
- 5 落札金額 55,836,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成27年 1月30日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成27年 5月15日

沖縄県立八重山病院院長 依光 たみ枝

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立八重山病院清掃委託業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立八重山病院総務課 石垣市宇大川732番地
- 3 契約の相手方を決定した日 平成27年 3月23日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 八重山ビル管理株式会社 石垣市宇真栄里383番地2
- 5 契約金額 31,193,164円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成27年 5月15日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 浦添市
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・2・浦1号沢岨石嶺線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
那覇市首里石嶺町3丁目	362番	原野	56.00	56.64	56.64	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の077、217、216、117、215、078、219及び077の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明 (管理者 琉球政府)	不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年4月9日

沖縄県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成27年5月15日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 浦添市
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・2・浦1号沢岨石嶺線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
那覇市首里石嶺町3丁目	363番	墓地	36.00	36.69	36.69	注1
那覇市首里石嶺町3丁目	365番	墓地	54.00	54.31	54.31	注2

注1 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の130、129、217、077、131及び130の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

注2 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示の128、127、117、216及び128の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明 ただし、登記記録の表題部所有者 赤平区2ノ4比嘉ツル	不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年4月9日

沖縄県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定

した。

平成27年 5月15日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 浦添市
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業3・2・浦1号沢岨石嶺線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目	地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	備考
			登記簿	実測		
那覇市首里石嶺町3丁目	—	—	—	81.03	81.03	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のNo.66、67、86、93及び66の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。(別紙図面は、省略する。)

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
不明	不明

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成27年 4月 9日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号
---	--